

公害苦情相談員の任命等に関する訓令（昭和四十七年広島県訓令第十四号）新旧対照表

改正後	現行
<p>第一条（略） （任命） 第二条次に掲げる職にある者は、その職にある期間中、公害苦情相談員とする。</p> <p>一 環境県民局環境部環境保全課、循環型社会課及び産業廃棄物対策課の事業調整監、専任主査、主任主査、主査、主任専門員、専門員、主任、主任主事及び主任技師</p> <p>二 厚生環境事務所の環境管理課長（厚生環境事務所の支所にあつては、衛生環境課長）並びに環境管理課（厚生環境事務所の支所にあつては、衛生環境課）の監視指導監、専任主査、事業調整員、主任専門員、主任監視指導専門員、専門員、監視指導専門員、主任、主任主事及び主任技師（厚生環境事務所の支所にあつては、環境管理業務を担当しないものを除く。）</p> <p>（以下省略）</p>	<p>第一条（略） （任命） 第三条次に掲げる職にある者は、その職にある期間中、公害苦情相談員とする。</p> <p>一 環境県民局環境部環境保全課、循環型社会課及び産業廃棄物対策課の事業調整監、専任主査、主任主査、主査、専門員、主任、主任主事及び主任技師</p> <p>二 郡城事務所厚生環境局の環境管理課長並びに環境管理課の専任主査、事業調整員、主任専門員、主任監視指導専門員、専門員、監視指導専門員、主任、主任主事及び主任技師</p> <p>（以下省略）</p>